市民課（内線102）

本人通知制度を開始します

住民票の写しなどを代理人や第三者に交付した場合、本人にその事実を通知する「事前登録型本人通知制度」を開始します。
通知を受けるためには、あらかじめ登録が必要です。

登録受付開始日　9月2日㈪
対　　象　本市の住民票や戸籍に記録されている人（過去に記録されていた人を含む）
登録方法　登録申請書と本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）を窓口に持参
※やむを得ない理由により持参できないときは、郵便申請もできます。
※代理人による申請は、別途書類が必要です。事前にお問い合わせください。
登録窓口　市民課※出張所では手続きできません。

「被害告知型本人通知制度」も同時開始します
住民票の写しなどの不正取得が明らかになったときには、登録の有無にかかわらず、該当する本人に不正取得通知を行います。

※詳しくは、市ホームページをご確認ください。

▲市ホームページ

こども政策課☎54・9100

ファミリー・サポート・センターの提供会員を募集します

ファミリー・サポート・センターの提供会員（子育てを応援する人）として活動する人を募集します。
活動には、市が指定する講習会の受講が必要です。
※過去に子育て支援員研修を受講した人や、保育士等の資格をお持ちの人は、免除できる科目があります。詳しくはお問い合わせください。

◆講習会（3日間）
日　　時　10月2日㈬、9時30分～15時10分
10月3日㈭、9時45分～14時30分
10月4日㈮、9時45分～14時30分
場　　所　こどもセンター
対　　象　心身ともに健康で、援助活動に対し理解と熱意がある18歳以上の市内在住者
定　　員　20人（先着順）※託児あり
申　　込　市ホームページ申込フォーム・電話
メ　　切　9月20日㈮

▲ファミリー・サポート・センターとは（市ホームページ）

▲提供会員講習会（市ホームページ）

こども政策課☎54・9100

児童手当制度が変わります

◆主な変更点

・支給対象児童の年齢を、高校生年代までに延長します。
・所得制限・所得上限を撤廃します。
・第3子以降の手当額を増額します。
・第3子の算定に含める児童の年齢を、大学生年代までに延長します。
・支給回数が年6回に増加します。

内　容	改正前（令和6年9月分まで）	改正後（令和6年10月分から）
支給対象	中学校修了前までの児童を養育している人（15歳到達後の最初の3月31日まで）	**高校生年代**までの児童を養育している人（18歳到達後の最初の3月31日まで）
所得制限・所得上限	あり	**なし**
手当月額	【3歳未満】1万5,000円 【3歳～小学校修了まで】 第1・2子：1万円、第3子以降：1万5,000円 【中学生】1万円 【所得制限限度額以上】5,000円（特例給付） ※所得上限限度額以上は支給なし。	【3歳未満】 第1・2子：1万5,000円 第3子以降：**3万円** 【3歳～**高校生年代**】 第1・2子：1万円 第3子以降：**3万円**
第3子以降の算定対象	18歳到達後の最初の年度末までの児童を含める	**22歳**到達後の最初の年度末までの児童を含める
支給回数	年3回（2・6・10月）	**年6回**（偶数月） ※初回支給は令和6年12月です。

◆手続きが必要な人

【児童手当・特例給付を受給している人】
算定児童として認定されていない高校生年代の児童を養育している人
提出　額改定認定請求書
【児童手当・特例給付を受給していない人】
・高校生年代の児童のみを養育している人
・所得上限限度額の超過により、児童手当・特例給付を受給していない人
提出　認定請求書・請求者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）のコピー・請求者名義の通帳またはキャッシュカードのコピー・マイナンバーがわかるもの（配偶者または児童の住所が市外の場合のみ）
【共通】
養育している大学生年代の子と支給対象児童の合計が3人以上の人
提出　監護相当・生計費の負担についての確認書

◆申請期限　**初回〆切10月18日㈮必着**　【最終期限】令和7年3月31日㈪必着
※10月19日以降に申請した場合、拡充分の児童手当は遅れて支給します。
※令和7年4月以降に申請した場合、申請月の翌月分からの支給となり、申請が遅れた月分の児童手当は支給できません。
※認定請求書・確認書は市ホームページからダウンロードできます。
※児童と住民票上別居している人は、別居監護申立書が必要です。

◆申請方法

郵送　本町413-2　こども政策課 児童手当担当
窓口（9月～）　こどもセンター、福祉総務課
※**「令和6年10月1日」時点の状況（見込み）で申請してください。**
※請求者が9月30日以前に転出予定の場合、転出先での手続きが必要です。
※次の人は本市での手続きはできません。
・請求者が公務員の場合（勤務先へお尋ねください）。
・請求者の住民票が市外の場合（住民票がある自治体へお尋ねください）。

▲市ホームページ